

一宮市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年11月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由
電子書籍の導入に伴い例規整備を図るため、本案を提出します。

(案)

一宮市立図書館規則の一部を改正する規則

一宮市立図書館規則（昭和55年一宮市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図書館資料」を「図書館法第3条第1号に規定する図書館資料」に改める。

第10条第1項中「資料」の次に「(電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成されたもののうち、インターネットその他館長が定める方法により利用が可能なものとして館長が指定するものをいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)を除く。第12条、第16条及び第17条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 電子書籍の利用手続については、教育長が別に定める。

第11条第1項及び第2項を次のように改める。

個人貸出しを受けることができる資料(現に個人貸出しを受けている資料を含む。)の種類及び一人当たりの貸出点数は、次に定めるとおりとする。

(1) 資料(次号及び第3号に掲げるものを除く。) 10点まで

(2) 次に掲げる視聴覚資料 合計5点まで(ただし、イに掲げるものにあつては2点まで、ウに掲げるものにあつては1点までとする。)

ア CD又はカセットテープ

イ 光ディスク(CDを除く。)又はビデオテープ

ウ 複製絵画

(3) 電子書籍(市内に住所を有する者が個人貸出しを受ける場合に限る。) 5点まで

2 個人貸出しを受けることができる期間は2週間以内とする。ただし、複製絵画に係る個人貸出しを受けることができる期間は、30日以内とする。

第11条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

付 則

この規則は、平成29年1月12日から施行する。

一宮市立図書館規則（昭和55年一宮市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(業務)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）の規定により、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、おおむね次の事項を行う。</p> <p>(1) <u>図書館資料</u>（以下「資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して一般公衆の利用に供すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(貸出し等に係る手続)</p> <p>第10条 資料の貸出しを受けようとする者は、その都度、貸出カードを提示しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(貸出点数及び期間)</p> <p>第11条 <u>資料の個人貸出しは、1人15点以内とし、その期間は、2週間以内とする。ただし、複製絵画に係る個人貸出しの期間は、30日以内とする。</u></p> <p>2 前項の個人貸出しに係る貸出点数の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>図書館法第3条第1号に規定する図書館資料</u>（以下「資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して一般公衆の利用に供すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(貸出し等に係る手続)</p> <p>第10条 <u>資料</u>（<u>電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成されたものうち、インターネットその他館長が定める方法により利用が可能なものとして館長が指定するものをいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を除く。第12条、第16条及び第17条において同じ。）</u>の貸出しを受けようとする者は、その都度、貸出カードを提示しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 電子書籍の利用手続については、教育長が別に定める。</u></p> <p>(貸出点数及び期間)</p> <p>第11条 <u>個人貸出しを受けることができる資料</u>（<u>現に個人貸出しを受けている資料を含む。</u>）の種類及び一人当たりの貸出点数は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>資料</u>（<u>次号及び第3号に掲げるものを除く。</u>） <u>10点まで</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる視聴覚資料</u> <u>合計5点まで</u>（<u>ただし、イに掲げるものにあつては2点まで、ウに掲げるものにあつては1点までとする。</u>）</p> <p>ア <u>CD又はカセットテープ</u></p> <p>イ <u>光ディスク（CDを除く。）又はビデオテープ</u></p> <p>ウ <u>複製絵画</u></p> <p>(3) <u>電子書籍</u>（<u>市内に住所を有する者が個人貸出しを受ける場合に限る。</u>） <u>5点まで</u></p> <p>2 <u>個人貸出しを受けることができる期間は2週間以内とする。ただし、複製絵画に係る</u></p>

(1) 図書又は雑誌 合計10点まで

(2) 次に掲げる視聴覚資料 合計5点まで。ただし、イに掲げるものにあつては2点まで、ウに掲げるものにあつては1点までとする。

ア CD又はカセットテープ

イ 光ディスク (CDを除く。) 又はビデオテープ

ウ 複製絵画

3 第1項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、貸出点数及び期間を変更することができる。

個人貸出しを受けることができる期間は、30日以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、貸出点数及び期間を変更することができる。

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年11月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成28年度の小学校及び中学校の卒業式、また、平成29年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出します。

別紙案

平成28年度 卒業式

小学校 平成29年3月16日(木)

中学校 平成29年3月 3日(金)

平成29年度 入学式

小学校 平成29年4月 6日(木)

中学校 平成29年4月 7日(金)

平成28年度末・平成29年度初めの日程について（案）

		小学校	中学校
平成 28 年度	2学期 終業式	12月22日（木）	
	3学期 始業式	1月6日（金）	
	卒業式	3月16日（木）	3月3日（金）
	修了式	3月24日（金）	
平成 29 年度	辞令伝達式	4月3日（月）	
	入学式	4月6日（木）	4月7日（金）
	1学期 始業式	4月7日（金）	4月7日（金）

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年11月22日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
35	あいち子どもわくわく企画 代表 おぎの たまみ 荻野 珠美	第8回めざせ!一宮子ども観光大使	・灯籠を作り、真清田神社にかざり、真清田神社を美しく照らすことで、神社に親しみを持つ ・一宮市内在住の小学生・幼児と保護者 40名 (内保護者20名)	12月23日(祝金) 午後4時～午後6時	真清田神社	(1名1人) 100円	(6)
36	特定非営利活動法人 アルクス教育研究所 (日本アルクス自然学校) 代表理事 たなか まさとし 田中 正利	ウインターフィールド2017～協同生活から冬の自然体験・ウインタースポーツ～	・キャンプ、合宿を実施しながら協働作業を行い、協同生活体験を行う。 ・雪遊び体験 スキー・スノーボード体験、振り返り交流会、その他自然体験活動 ・参加対象者 小・中学生220名	12月23日(祝金)～ 平成29年 2月12日(日)	福井県大野市六呂師地区周辺	冬スキー/ホ・雪の子コース 27,000円 冬スキー/ホコース 27,000円 雪の子コース 12,500円 スキー/ホコース 16,500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
47	愛知県立木曾川 高等学校 校長 いわた ひろふみ 岩田 博文	第30回木曾川高校 ブラスバンド部定期 演奏会	ブラスバンド部による 演奏会	平成29年 1月7日(土) ・8日(日)	尾西市民会館	無料	(2) (6)
48	公益財団法人 中部日本書道会 一宮支部 支部長 いわた かんりゅう 岩田 潤流	平成28年度中部日 本書道会一宮支部講 演会	中部日本書道会理事長 による「三体千字文から 得た勉強方法一楷・行・ 草から定義発見」を 演題とした講演会	平成29年 2月5日(日)	一宮スポーツ 文化センター	無料	(3) (4) (6)
49	修文大学短期大学部 学長 にわ としみつ 丹羽 利充	第17回クリスマスコ ンサート	演奏・人形劇など、幼児 教育学科学生の日々 の研究成果の発表会	12月11日(日)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
50	一宮北モラロジー 事務所 代表世話人 たかま かおる 高間 薫 主催 公益財団法人 モラロジー研究所	モラロジー生涯学習 セミナー	公益財団法人モラロジ ー研究所の社会教育 講師による「心新たに 生きる」をテーマにし たセミナー	平成29年 2月12日(日)	木曾川文化会館	有料 1,500円	(4) (6)
51	一宮児童合唱団 「きそがわKIDS」 代表 おおの たかき 大野 孝樹	第19回定期演奏会	合唱・ダンス・ミュージ カルの発表会	平成29年 3月20日 (月・祝)	木曾川文化会館	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
52	健友ネット集会実行委員会 実行委員長 かわせ 川瀬 ゆか	第28回健友ネット集会	弁護士の宇都宮健児氏による記念講演「憲法をくらしに生かそう～憲法と私たちの生活～」 医療法人尾張健友会 千秋病院外科部長による特別企画「平和の歌をうたう」	平成29年 2月11日 (土・祝)	アイプラザ一宮	無料	(6)
53	女声合唱団コール・フリーデ 団長 ときだ みやこ 時田 美也子	女声合唱団コール・フリーデ 20周年第8回演奏会	女声合唱団コール・フリーデによるコーラスの発表会	平成29年 5月21日(日)	名古屋文理大学 文化フォーラム	有料 一般 1,000円 小中学生 500円	(6)
54	家庭倫理の会一宮市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」をテーマとしたセミナー	平成29年 1月19日(木)	一宮スポーツ 文化センター	有料 200円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
39	一宮北部少年 野球クラブ 会長 <small>あだちけんいち</small> 足立賢一	第23回 春季一宮北部 少年野球大会	一宮北部少年野球ク ラブに加盟登録され たチームによるトー ナメント戦	平成29年 2月4日(土) ～ 3月12日(日)	大野極楽寺 公園野球場	1チーム 7,000円	(6)
40	一宮市卓球協会 会長 <small>うめはらかずあき</small> 梅原一晃	平成28年度 冬季 一宮市卓球大会	市内在住・在勤・在学 の方で、小学生男女別 個人戦はA、Bクラス 中学生は男女別団体 戦 一般男女別団体戦 はA～Cクラスで予選 リーグ後 決勝トーナ メントを実施する。	平成29年 2月4日(土) ・5日(日)	一宮市 産業体育館 他	一般 1チーム 2,000円 中学生 1チーム 1,500円 小学生 無料	(3) (6)
41	一宮市バレー ボール協会 会長 <small>かとうかずよ</small> 加藤一代	第29回 尾張小学生6人制 バレーボール大会	6年生女子の部 5年生女子の部 リーグ戦 2セットマッチ	12月25日 (日)	一宮市 総合体育館	1チーム 3,000円	(3) (6)